

委員会提出議案第 2 号

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 2 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 高 口 靖 彦

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

立川市議会会議規則（昭和51年立川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席する旨の届出を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第82条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席する旨の届出を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、家族の看護又は介護、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第82条 委員は、<u>疾病、家族の看護又は介護、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。